

## 特別管理物質としての措置

特化則第38条の3、4

### ○ 作業場に取扱い上の注意事項等の掲示 \* 平成25年1月1日から義務化

次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示する

- ✓ 特別管理物質の名称
- ✓ 特別管理物質の人体に及ぼす作用
- ✓ 特別管理物質の取扱い上の注意事項
- ✓ 使用すべき保護具

### ○ 作業の記録の保存 \* 平成25年1月1日から義務化

常時作業に従事する労働者について、1カ月以内ごとに次の事項を記録、30年間保存

- ✓ 労働者の氏名
- ✓ 従事した作業の概要と従事期間
- ✓ 特別管理物質により著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置

## インジウム化合物を扱う場合の措置（その1）

特化則第38条の7

### 1 呼吸用保護具の着用

\* 平成26年1月1日から義務化

インジウム化合物を製造・取り扱う屋内作業場では、作業環境測定結果に応じて、厚生労働大臣の定める規格を満たす呼吸用保護具の使用が必要です。

作業環境 測定結果※1	選定すべき呼吸用保護具 (以下のものまたはこれらと同等以上の性能を有するもの※2)
300 μg/m <sup>3</sup> 以上	●全面形プレッシャーデマンド形空気呼吸器 ●全面形圧縮酸素形陽圧形酸素呼吸器
30 μg/m <sup>3</sup> 以上	●全面形電動ファン付き呼吸用保護具 (粒子捕集効率: 99.97%以上)(JIS規格による漏れ率がS級であって、労働者ごとの防護係数が1,000以上であることが確認されているもの※3) ●全面形プレッシャーデマンド形エアラインマスク
15 μg/m <sup>3</sup> 以上	●全面形電動ファン付き呼吸用保護具 (粒子捕集効率: 99.97%以上) ●半面形電動ファン付き呼吸用保護具 (粒子捕集効率: 99.97%以上)(JIS規格による漏れ率がA級以上であって、労働者ごとの防護係数が100以上であることが確認されているもの※3) ●全面形の一定流量形エアラインマスク
7.5 μg/m <sup>3</sup> 以上	●半面形電動ファン付き呼吸用保護具 (粒子捕集効率: 99.97%以上) ●全面形取替え式防じんマスク (粒子捕集効率 99.9%以上)
3 μg/m <sup>3</sup> 以上	●フード形またはフェイスシールド形の電動ファン付き呼吸用保護具 (粒子捕集効率 99.97%以上)
0.3 μg/m <sup>3</sup> 以上	●半面形取替え式防じんマスク (粒子捕集効率 99.9%以上)
0.3 μg/m <sup>3</sup> 未満	定めなし

※1 作業環境測定結果は作業環境評価基準に準じ算出した第1評価値またはB測定の最大値のいずれか高い方を指す

※2 基本的にJIS規格の指定防護係数が同等以上のもの(使い捨て式のものを除く)

※3 労働者ごとの防護係数の確認は、初めて使用させるとき、およびその後6カ月以内ごとに1回、定期に、JIST8150で定める方法により行い、その確認の記録(労働者氏名・マスクの種類・年月日・防護係数の値)を30年間保存する

## インジウム化合物を扱う場合の措置（その2）

特化則第38条の7

### 2 付着物の除去

作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等について、付着したインジウム化合物等を除去せずに作業場外に持ち出さないこと（粉じんが発散しないように器具、工具、呼吸用保護具等を容器等に梶包した時を除く） \*平成25年1月1日から義務化

### 3 作業場の床等を水洗等によって容易に掃除できるものとし、一日に1回清掃する

\* 平成26年1月1日から義務化

#### 【二次発じん防止のための留意点】

- ✓ 付着物の除去の方法には、作業場を他の作業場と隔離し、作業場間にエアシャワー室を設ける方法、付着物をふき取る方法、作業場の出入り口に粘着性マットを設ける方法等汚染の程度に応じて適切な方法を用いる
- ✓ インジウム化合物等の製造・取扱い作業では、二次発じんによる健康障害防止のため、当該作業を行う労働者に浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIST8115）、静電気帯電防止用作業服（JIST8118）等を使用させることが望ましい
- ✓ 除じん機からの粉じん回収については、集塵する容器内の粉じんを湿った状態に保つこと、労働者に適切な呼吸用保護具を使用させること、使い捨て式の浮遊固体粉じん防護用密閉服を使用させること等適切なばく露防止対策を講じる

## コバルト及びその無機化合物を扱う場合の措置

特化則第38条の12

### 作業場の床等を水洗等によって容易に掃除できるものとし、一日に1回清掃する

\* 平成26年1月1日から義務化

## その他の措置（インジウム化合物・コバルト及びその無機化合物に共通）

対象物の製造・取扱い作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

\* 平成25年1月1日から義務化。ただし、2については平成26年1月1日から。

### 1. ぼろ等の処理（特化則第12条の2）

- ✓ 対象物に汚染されたぼろ（ウェス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく

### 2. 不浸透性の床の設置（特化則第21条）

### 3. 設備の改造等の作業時の措置（特化則第22条、第22条の2）

### 4. 立入禁止措置（特化則第24条）

- ✓ 関係者以外の立ち入り禁止とその旨の表示

### 5. 適切な容器の使用等（特化則第25条第1項から第4項まで）

### 6. 休憩室、洗浄設備の設置（特化則第37条、第38条）

### 7. 喫煙、飲食の禁止（特化則第38条の2）

### 8. 有効な呼吸用保護具、保護衣等を常備（特化則第43条から第45条）

### 9. 事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を労基署へ報告（特化則第53条）